

議案第1号

令和6年度和歌山市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度和歌山市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319,579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,508,003千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正 (第6号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		34,699,312	35,020	34,734,332
	1 国庫負担金	25,052,421	5,367	25,057,788
	2 国庫補助金	3,347,147	18,976	3,366,123
	3 国庫交付金	6,276,967	10,677	6,287,644
16 県支出金		11,672,165	198,125	11,870,290
	2 県補助金	2,136,908	197,951	2,334,859
	3 県交付金	926,369	174	926,543
18 寄附金		2,986,842	3,446	2,990,288
	1 寄附金	2,986,842	3,446	2,990,288
21 諸収入		4,264,038	912	4,263,126
	7 雑入	1,619,629	912	1,618,717
22 市債		7,721,000	83,900	7,804,900
	1 市債	7,721,000	83,900	7,804,900
歳入合計		156,188,424	319,579	156,508,003

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		13,197,488	278,854	13,476,342
	1 総 務 管 理 費	8,931,636	281,725	9,213,361
	2 徴 税 費	1,441,504	2,871	1,438,633
3 民 生 費		74,848,565	89,938	74,938,503
	1 社 会 福 祉 費	30,947,998	25,297	30,973,295
	3 児 童 福 祉 費	21,764,507	61,928	21,826,435
	6 市 民 福 祉 費	503,842	2,713	506,555
4 衛 生 費		10,229,750	180,281	10,049,469
	1 保 健 衛 生 費	4,892,098	5,866	4,897,964
	2 清 掃 費	5,006,406	186,147	4,820,259
5 農 林 水 産 業 費		1,030,905	776	1,031,681
	1 農 業 費	710,977	233	711,210
	3 水 産 業 費	195,810	543	196,353
6 商 工 費		3,873,449	6,600	3,880,049
	2 観 光 費	1,308,279	6,600	1,314,879
7 土 木 費		9,419,372	97,840	9,517,212
	2 道 路 橋 梁 費	3,821,647	9,000	3,830,647
	4 都 市 計 画 費	949,389	64,840	1,014,229
	5 都 市 計 画 道 路 費	550,748	24,000	574,748
9 教 育 費		10,606,902	25,852	10,632,754
	1 教 育 総 務 費	2,136,730	1,761	2,138,491
	4 高 等 学 校 費	659,086	521	659,607
	5 幼 稚 園 費	472,742	3,272	476,014
	6 社 会 教 育 費	2,818,240	20,298	2,838,538
歳 出 合 計		156,188,424	319,579	156,508,003

第2表

債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
福祉交流館管理運営事業	令和7年度 令和11年度	173,838
合 計		173,838

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふれ愛センター管理運営事業	令和7年度 令和11年度	441,600
合 計		441,600

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふれあいの郷管理運営事業	令和7年度 令和11年度	90,720
合 計		90,720

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ひきこもり支援ステーション事業	令和7年度	6,983
合 計		6,983

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
予防接種システム改修事業	令和7年度	5,171
合 計		5,171

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
青岸エネルギーセンター計装システム更新事業	令和7年度	355,300
合 計		355,300

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
観光施設管理事業	令和7年度 令和11年度	31,231
合 計		31,231

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
和歌山城天守閣管理運営事業	令和7年度 令和11年度	223,240
合 計		223,240

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
和歌山城公園駐車場管理運営事業	令和7年度 令和11年度	47,241
合 計		47,241

第3表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
介護施設整備事業	5,200	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
清掃工場施設整備事業	64,300	〃	〃	〃
計	69,500			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
地方道整備事業	789,100	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	792,700	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
街路事業	274,600	〃	〃	〃	285,400	〃	〃	〃
計	7,721,000				7,735,400			

議案第 2 号

令和 6 年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
駐車場管理事業 (中央駐車場)	令和7年度 令和11年度	160,495
合	計	160,495

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
駐車場管理事業 (北駐車場)	令和7年度 令和11年度	57,595
合	計	57,595

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
道路駐車場管理事業 (城北公園地下駐車場)	令和7年度 令和11年度	113,425
合	計	113,425

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
道路駐車場管理事業 (けやき大通り地下駐車場及びけやき大通り地下自転車等駐車場)	令和7年度 令和11年度	343,965
合	計	343,965

議案第3号

和歌山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

和歌山市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「おける照度は、10ルクス以上とし、停電又は故障に備えて予備装置を施す」を「おいて、入浴、脱衣等に支障のない照度を確保する」に改め、同条第4号中「の窓は、開閉自由であって」を「に窓を設ける場合は」に改め、同条第7号中「浴室の床面と同じ高さ又はそれより高く」を「耐水性と」に改め、同条第8号中「の床下地盤は、外部地盤より高く、コンクリート構造とし、」を「には、開放できる窓又は」に改め、「方法を講じ完全な防その」を削り、同条第11号中「洗面所」を「洗面設備」に改め、同条第12号中「浴室」を「洗い場」に改め、同条第13号中「の材料をもって築造し適当な水垂勾配を造り」を「を有するとともに」に、「屋外の下水溝に完全流下するようにする」を「停滞しないよう適当な勾配を設ける」に改め、同号に後段として次のように加える。

また、滑りにくい材質又は構造とすること。

第4条第14号中「コンクリートその他」を削り、「の材料をもって築造し、完全な暗きよとする」を「を有するとともに、ねずみ、昆虫等の防除設備を設ける」に改め、同条第15号中「1.5メートル」を「1.0メートル」に、「れんが又はコンクリートをもって築造し、その他は全部板張又は防湿材料をもって築造する」を「耐水性の材料を用いる」に改め、同条第17号中「浴室」を「洗い場」に、「浄水及び掛湯を供給すべき適当な設備を設ける」を「入浴者数に応じた十分な数の湯栓及び水栓を備える」に改め、同条第19号中「の材料をもって築造し」を「を有するものとし」に、「構造は、次のアからウまで（」を「内法面積は、3.6平方メートル以上であること。ただし、」に、「イ及びウを除く。）によらなければならない」を「これを適用しない」に改め、同号アからウまでを削る。

第4条の2第4号中「共用のタオル、くし、ブラシ等の類を備えることはしない」を「にタオル、くし又はブラシを貸与する場合にあっては、新しいもの又は消毒したものを貸与する」に改める。

第4条の3中「（第4号を除く。）」を削り、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条中「その他」を削り、同条第3号中「休息室を設け、その面積は脱衣室の面積と同等以上とする」を「場所を設ける」に改め、同条第4号中「浴室、脱衣室及び休息室」を「サウナ室」に改める。

第6条第1項各号中「その他公衆浴場のうち、」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による営業の許可を受けている者については、この条例による改正後の第4条第3号、第4号、第7号、第8号、第11号から第15号まで、第17号及び第19号並びに第5条の規定は、当該営業の許可を受けている施設の構造変更を行うまでの間、適用しない。

議案第 4 号

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例

和歌山市都市公園条例（昭和 3 3 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 有料施設の使用料（その 1）の表紅葉溪庭園茶室の部立礼室の項を次のように改める。

立礼室	9 時から 1 2 時まで	5, 7 6 0 円
	1 2 時から 1 6 時まで	5, 7 6 0 円

別表第 2 の 6 有料施設の利用者が附属設備を使用する場合の使用料の表紅葉溪庭園茶室の項中「専用」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第5号

和歌山市宅地造成等に関する条例及び和歌山市手数料条例の一部を改正する条例の
制定について

和歌山市宅地造成等に関する条例及び和歌山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように
定める。

令和6年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市宅地造成等に関する条例及び和歌山市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 和歌山市宅地造成等に関する条例（平成12年条例第78号）の一部を次のように改正
する。

題名を次のように改める。

和歌山市宅地造成及び特定盛土等に関する条例

第1条中「宅地造成」を「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」とい
う。）」に改める。

第2条を削る。

第3条の見出し中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同条中「宅地造成等規制法の一部
を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることと
された同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第
12条第1項」を「第16条第1項」に、「第8条第1項」を「第12条第1項」に、「規則
で定める申請書に、前条の規定により添付することとされている図面及び書類のうち当該工事
の変更に伴いその内容が変更されているもののほか、工事の出来形の状況を示す図書」を「宅
地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）
第37条の規定により添付することとされている図面及び書類のほか、規則で定める書類」に
改め、同条を第2条とする。

第4条の見出し中「工事完了の」を「宅地造成等に関する工事の完了」に改め、同条中「第
27条」を「第40条」に、「工事完了検査申請書」を「完了検査申請書」に、「次に掲げる
」を「規則で定める」に改め、各号を削り、同条を第3条とする。

第5条の見出し中「工事」を「宅地造成等に関する工事の」に改め、同条第1項中「許可工
事」を「宅地造成等許可工事」に改め、「当該完了した部分の宅地」の次に「又は農地等（以
下「宅地等」という。）」を加え、「宅地以外の宅地」を「宅地等以外の土地」に、「造成主
」を「工事主」に、「第9条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第2項中「申請書に、
前条各号に掲げる書類及び一部完了した内容を示す書類を添えて」を「申請書類を」に改め、
同条第3項中「前項の」を「前項に規定する」に、「第9条第1項」を「第13条第1項」に、
「造成主」を「工事主」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「許可工事」を「宅地造成等許可工事」に、「工事完了部分の宅地」を「工事完了部分の宅地等」に、「第13条第2項」を「第17条第2項」に、「宅地として使用」を「宅地等として使用」に、「宅地の災害」を「宅地等の災害」に改め、同条第2項中「申請書に次に掲げる書類を添えて」を「申請書類を」に改め、同項各号を削り、同条第4項第2号中「宅地造成工事区域内」を「宅地造成等工事区域内」に改め、同項第3号及び第4号中「許可工事」を「宅地造成等許可工事」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「第11条」を「第15条第1項」に、「申出書に第2条に規定する書類を添えて」を「申請書類を用いて」に改め、同条を第6条とする。

第18条を第22条とする。

第17条第1項中「第6条第1項ただし書」を「第5条第1項ただし書又は第10条第1項ただし書」に改め、同条第2項第1号中「第9条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項第2号中「第10条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第21条とする。

第16条を削る。

第15条各号列記以外の部分中「造成主」を「工事主」に、「許可工事」を「許可工事若しくは届出工事」に、「、若しくは」を「、」に、「届出書に次に掲げる書類を添えて」を「届出書類を」に改め、同条各号を削り、同条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

(住民への周知)

第20条 市長は、工事主に対し、法第11条又は第29条の周知内容について、報告を求めることができる。

第14条中「造成主」を「工事主」に改め、同条を第18条とする。

第13条第1項を次のように改める。

法第49条に規定する標識の設置期間は、許可工事又は法第27条第1項に規定する届出を行った工事に着手しようとする日の5日前から法第17条第2項若しくは第36条第2項の検査済証の交付を受けるまで又は届出を行った当該工事が完了するまでとする。

第13条第2項を削り、同条を第17条とする。

第12条中「造成主」を「工事主」に、「許可工事」を「法第12条第1項本文又は第30条第1項本文に規定する市長の許可を受けた工事（以下「許可工事」という。）」に、「届出書に工事工程表を添えて」を「届出書類を」に改め、同条を第16条とする。

第11条中「宅地造成」の次に「等」を加え、同条を第15条とする。

第10条第1項中「第30条」を「第88条」に、「証明書」を「書面（次項において「適合証明書」という。）」に、「前条第2項各号に掲げる」を「前条第2項に定める」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に、「第8条第1項」を「第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項」に、「法第12条第1項」を「第35条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第9条の見出し中「宅地造成」を「宅地造成又は特定盛土等」に改め、同条第1項中「宅地造成」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事」に改め、同条第2項中「申請書に、次に掲げる書類を添えて」を「申請書類を」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「前項の」を「前項に規定する」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に、「宅地造成行為非該当確認書」を「宅地造成等行為非該当確認書」に改め、同条を第13条とする。

第8条中「第29条」を「第52条、第55条、第56条、第82条、第85条及び第86条」に、「次に掲げる」を「規則で定める」に改め、各号を削り、同条を第12条とする。

第6条の次に次の5条を加える。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可の申請)

第7条 法第35条第1項の規定により、法第30条第1項本文に規定する市長の許可を受けた工事（以下「特定盛土等許可工事」という。）の変更の許可を受けようとする者は、省令第67条の規定により添付することとされている図面及び書類のほか、規則で定める書類を添付しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了検査の申請)

第8条 省令第70条に規定する完了検査申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の一部完了検査等)

第9条 特定盛土等許可工事の区域の一部の区域に係る工事が完了した場合において、当該完了した部分の宅地等が独立して使用することができ、かつ、当該宅地等以外の土地の災害の防止上支障がないと市長が認めるときは、工事主は、当該工事完了部分の工事が法第31条第1項の規定に適合しているかどうかについての市長の検査を受けることができる。

2 前項の規定により、市長の検査を受けようとする者は、規則で定める申請書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があった場合は、遅滞なく当該工事完了部分の検査を行い、当該工事が法第31条第1項の規定に適合していると認めるときは、規則で定める検査済証を当該申請をした工事主に交付するものとする。

(使用の制限等)

第10条 特定盛土等許可工事の区域（前条の規定により市長の検査を受け検査済証の交付を受けた工事完了部分の宅地等を除く。）内においては、特定盛土等許可工事の用に供するために使用する場合を除き、法第36条第2項の検査済証の交付を受けるまで宅地等として使用してはならない。ただし、宅地等の災害の防止上支障がないことについてあらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する市長の承認を受けようとする者は、規則で定める申請書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があった場合は、遅滞なく承認又は不承認の処分をするものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、前項の承認の処分をしてはならない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第3号に規定する公益上必要な建築物を先行的に建築する必要があるとき。

(2) 既存の建築物等を特定盛土等工事区域内に移転し改築する必要があるとき。

(3) 建築物又は特定工作物が特定盛土等許可工事に係る擁壁等に近接している等の理由により、特定盛土等許可工事と当該建築物の建築工事又は当該特定工作物の建設工事を切り離して行うことが、技術上困難又は不適當であるとき。

(4) その他の場合で特定盛土等許可工事の工程上又は施工上やむを得ないとき。

5 市長は、第1項ただし書の承認に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

(国等との協議)

第11条 法第34条第1項に規定する協議は、規則で定める申出書類を用いて行うものとする。

2 第7条から前条までの規定は、協議が成立した場合について準用する。

(和歌山市手数料条例の一部改正)

第2条 和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第24条の見出し中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同条中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この条において「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この条において「省令」という。）」に改め、同条第1号中「宅地造成に関する工事の許可」を「法第12条第1項に規定する宅地造成（法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。以下この条において同じ。）又は法第12条第1項若しくは第30条第1項に規定する特定盛土等（法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。以下この条において同じ。）に関する工事の許可」に、「切土又は盛土をする土地の面積」を「宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積」に改め、同号ア中「12,000円」を「11,800円」に改め、同号イ中「21,000円」を「19,600円」に改め、同号ウ中「31,000円」を「34,200円」に改め、同号エ中「5,000平方メートル」を「3,000平方メートル」に、「47,000円」を「49,800円」に改め、同号コ中「420,000円」を「598,200円」に改め、同号クを同号サとし、同号ケ中「340,000円」を「498,600

円」に改め、同号ケを同号コとし、同号ク中「250,000円」を「345,500円」に改め、同号クを同号ケとし、同号キ中「170,000円」を「208,000円」に改め、同号キを同号クとし、同号カ中「110,000円」を「144,200円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「67,000円」を「92,900円」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下
1件 65,700円

第24条第3号中「適合証明」を「省令第88条に規定する証明の」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号中「宅地造成に関する工事の変更許可」を「法第16条第1項又は第35条第1項に規定する変更許可の」に、「その額が360,000円を超えるときは、その手数料の額は、360,000円」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、その額が598,200円を超えるときは、その手数料の額は、598,200円とし、土石の堆積に関する工事については、その額が120,700円を超えるときは、その手数料の額は、120,700円」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第12条第1項又は第30条第1項に規定する土石の堆積(法第2条第4号に規定する土石の堆積をいう。以下この条において同じ。)に関する工事の許可申請手数料

土石の堆積に係る土地の面積が

ア	500平方メートル以下	1件	8,000円
イ	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	1件	9,700円
ウ	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	11,500円
エ	2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	1件	14,100円
オ	3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	1件	20,900円
カ	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	1件	23,800円
キ	10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下	1件	34,300円
ク	20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下	1件	46,300円
ケ	40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下	1件	67,000円

コ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下
1件 99,900円

サ 100,000平方メートルを超える場合
1件 120,700円

第24条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第18条第1項又は第37条第1項に規定する検査の申請手数料

宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積が

ア 20,000平方メートル以下 1件 4,200円

イ 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下
1件 8,400円

ウ 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下
1件 16,700円

エ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下
1件 29,100円

オ 100,000平方メートルを超える場合 1件 41,600円

第25条（見出しを含む。）中「和歌山市宅地造成等に関する条例」を「和歌山市宅地造成及び特定盛土等に関する条例」に改め、同条第1号中「宅地造成行為」を「宅地造成又は特定盛土等」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 6 号

市道路線認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

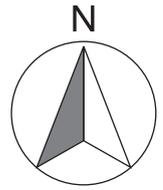
令和 6 年 1 2 月 5 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

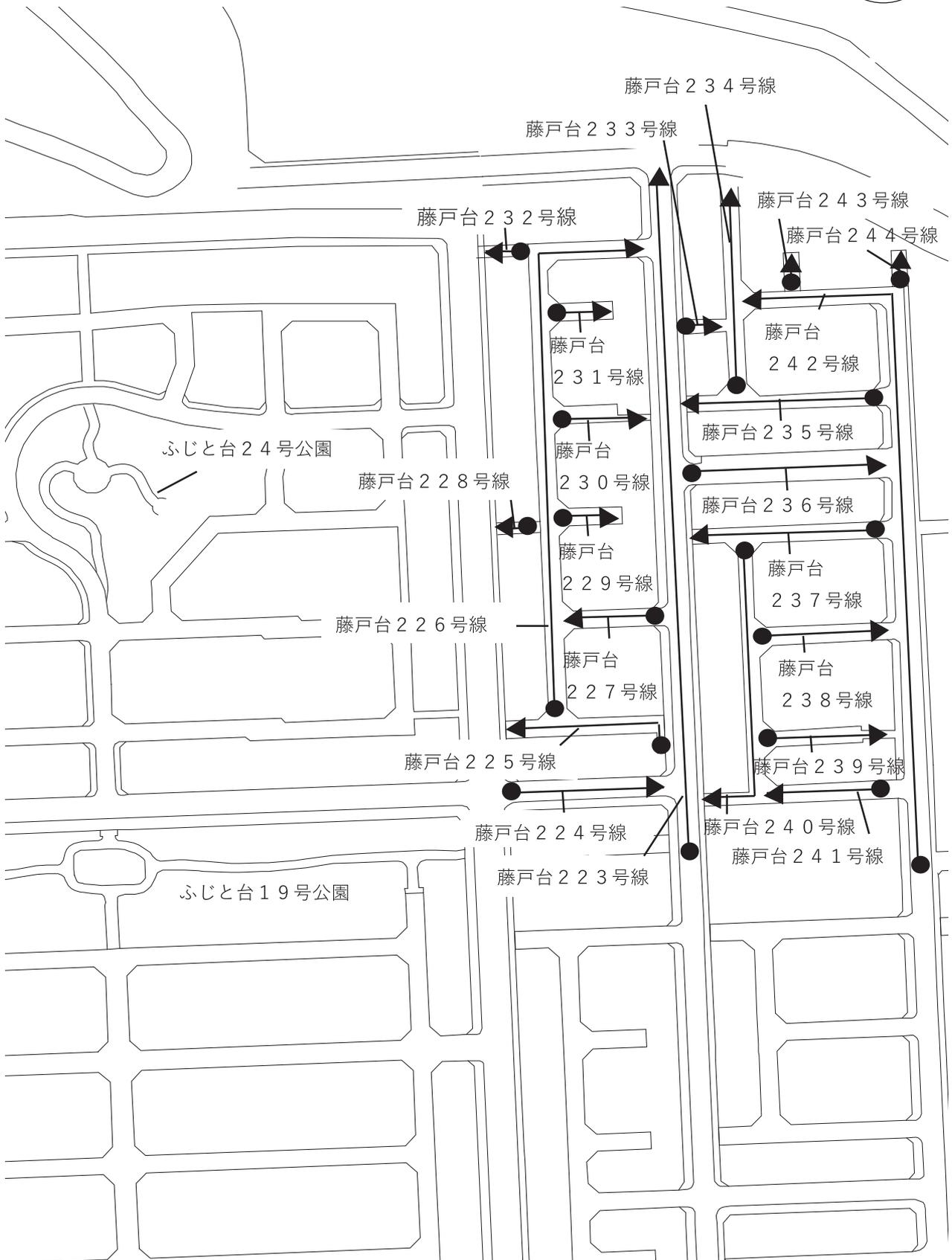
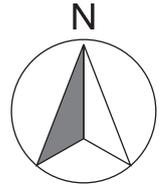
整理番号	路 線 名	起 終 点	備 考
1 1 - 2 5 5	宮 2 5 5 号線	和歌山市太田 和歌山市太田	
2 2 - 4 0 1	藤戸台 2 2 3 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 0 2	藤戸台 2 2 4 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 0 3	藤戸台 2 2 5 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 0 4	藤戸台 2 2 6 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 0 5	藤戸台 2 2 7 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 0 6	藤戸台 2 2 8 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 0 7	藤戸台 2 2 9 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 0 8	藤戸台 2 3 0 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 0 9	藤戸台 2 3 1 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 0	藤戸台 2 3 2 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 1	藤戸台 2 3 3 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 2	藤戸台 2 3 4 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 3	藤戸台 2 3 5 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 4	藤戸台 2 3 6 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 5	藤戸台 2 3 7 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 6	藤戸台 2 3 8 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 7	藤戸台 2 3 9 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 8	藤戸台 2 4 0 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	

整理番号	路線名	起 終	点 点	備 考
22 - 419	藤戸台241号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22 - 420	藤戸台242号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22 - 421	藤戸台243号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22 - 422	藤戸台244号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
24 - 173	西和佐173号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋		
24 - 174	西和佐174号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋		
26 - 334	西脇334号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		
34 - 222	小倉222号線	和歌山市満屋 和歌山市満屋		
34 - 223	小倉223号線	和歌山市満屋 和歌山市満屋		
34 - 224	小倉224号線	和歌山市満屋 和歌山市満屋		
34 - 225	小倉225号線	和歌山市満屋 和歌山市満屋		
34 - 226	小倉226号線	和歌山市満屋 和歌山市満屋		
34 - 227	小倉227号線	和歌山市満屋 和歌山市満屋		

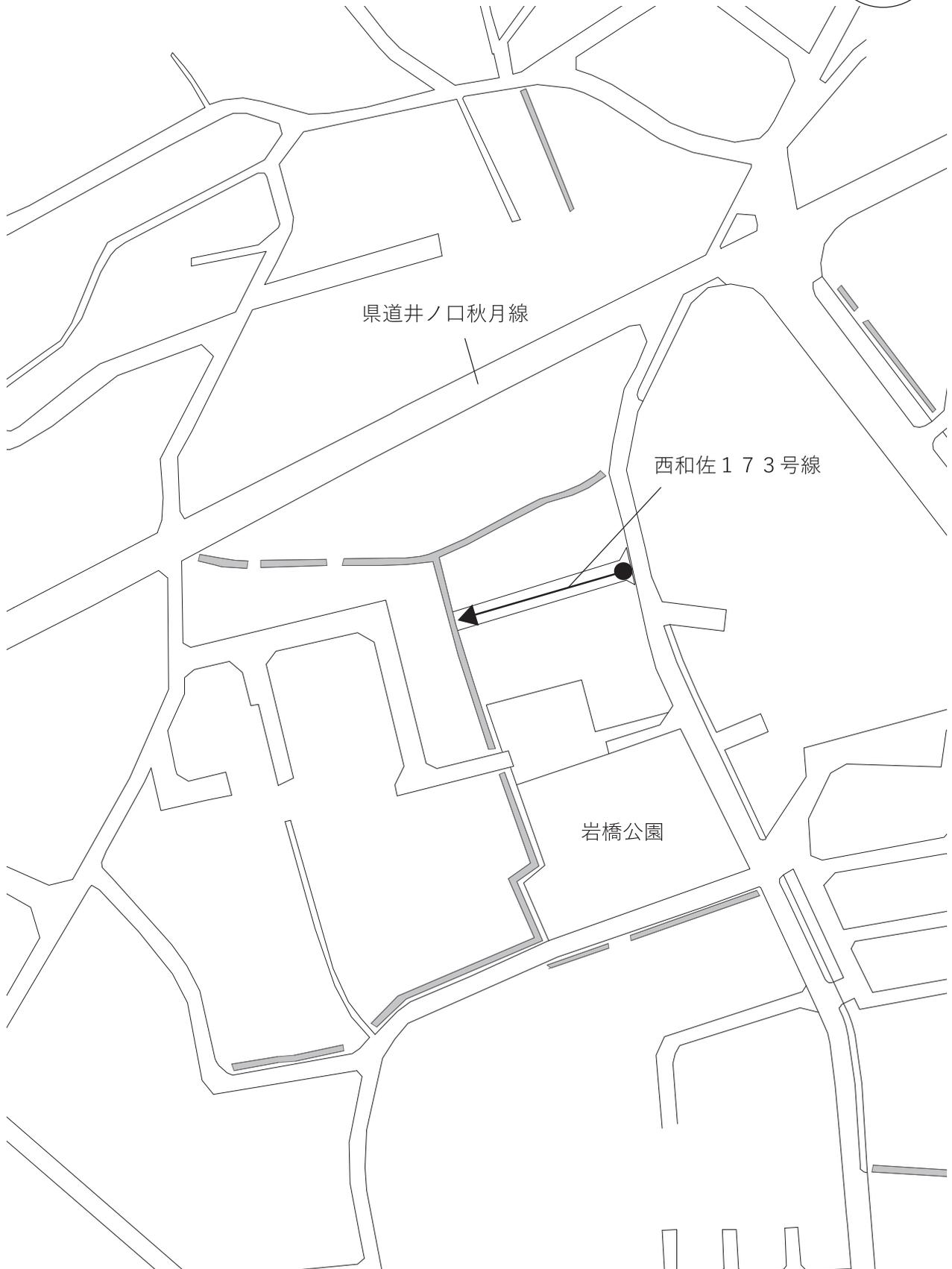
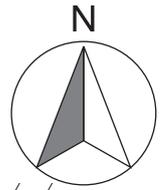
路線認定図



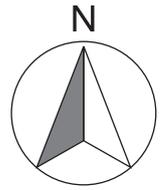
路線認定図



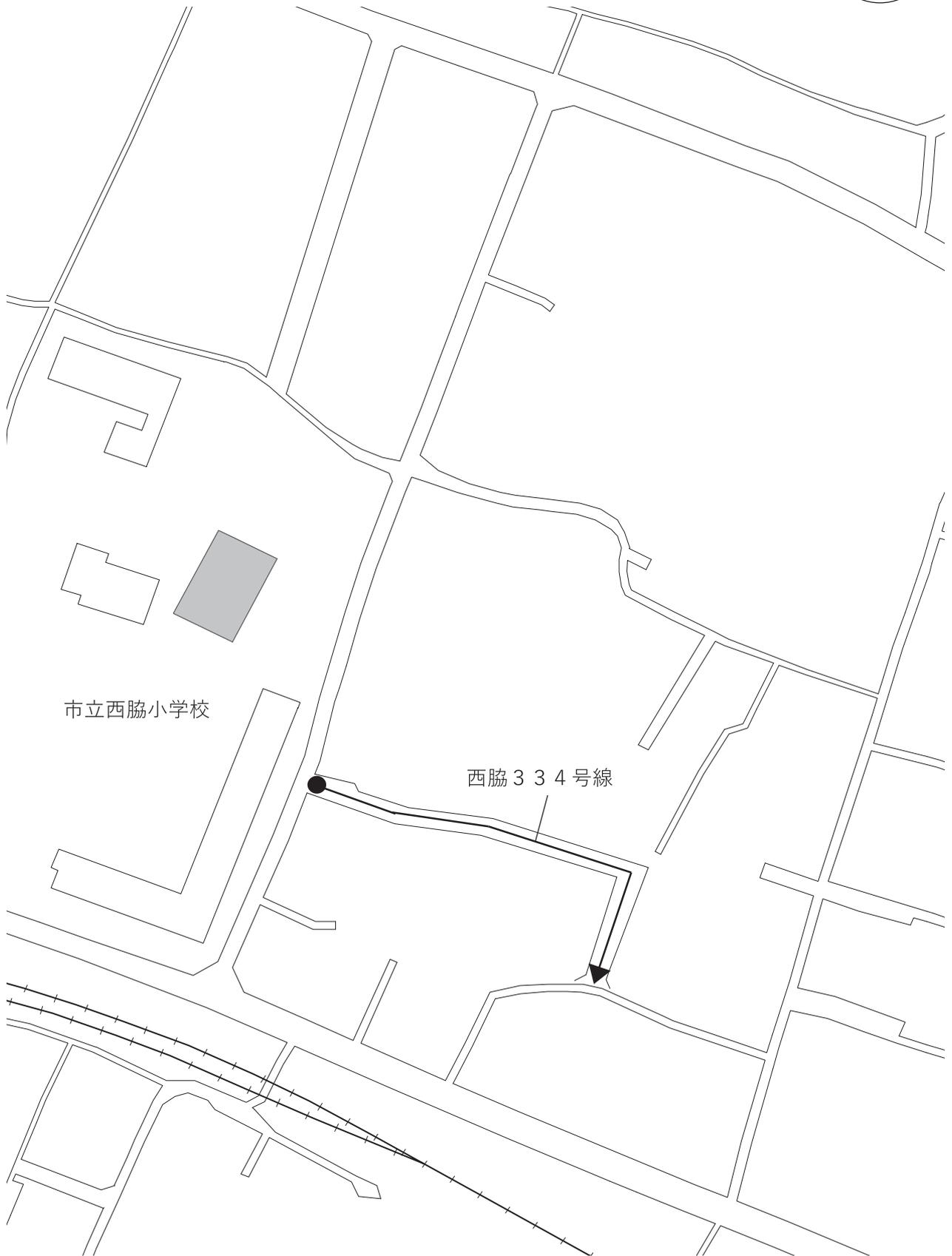
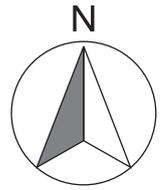
路線認定図



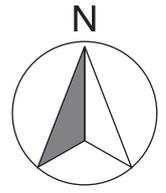
路線認定図



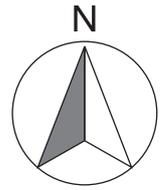
路線認定図



路線認定図



路線認定図



議案第7号

市道路線変更について

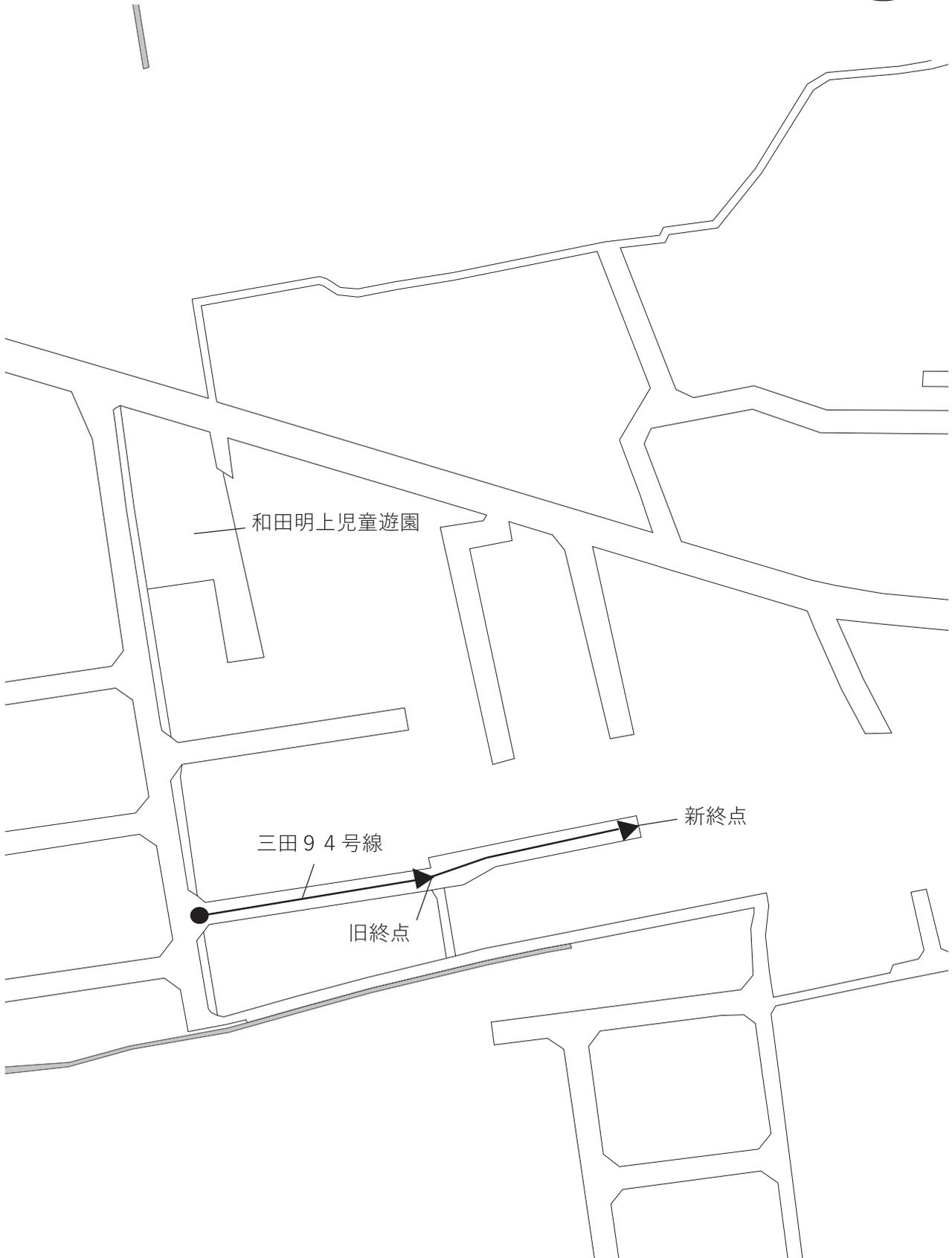
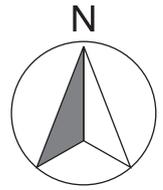
道路法第10条第3項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和6年12月5日提出

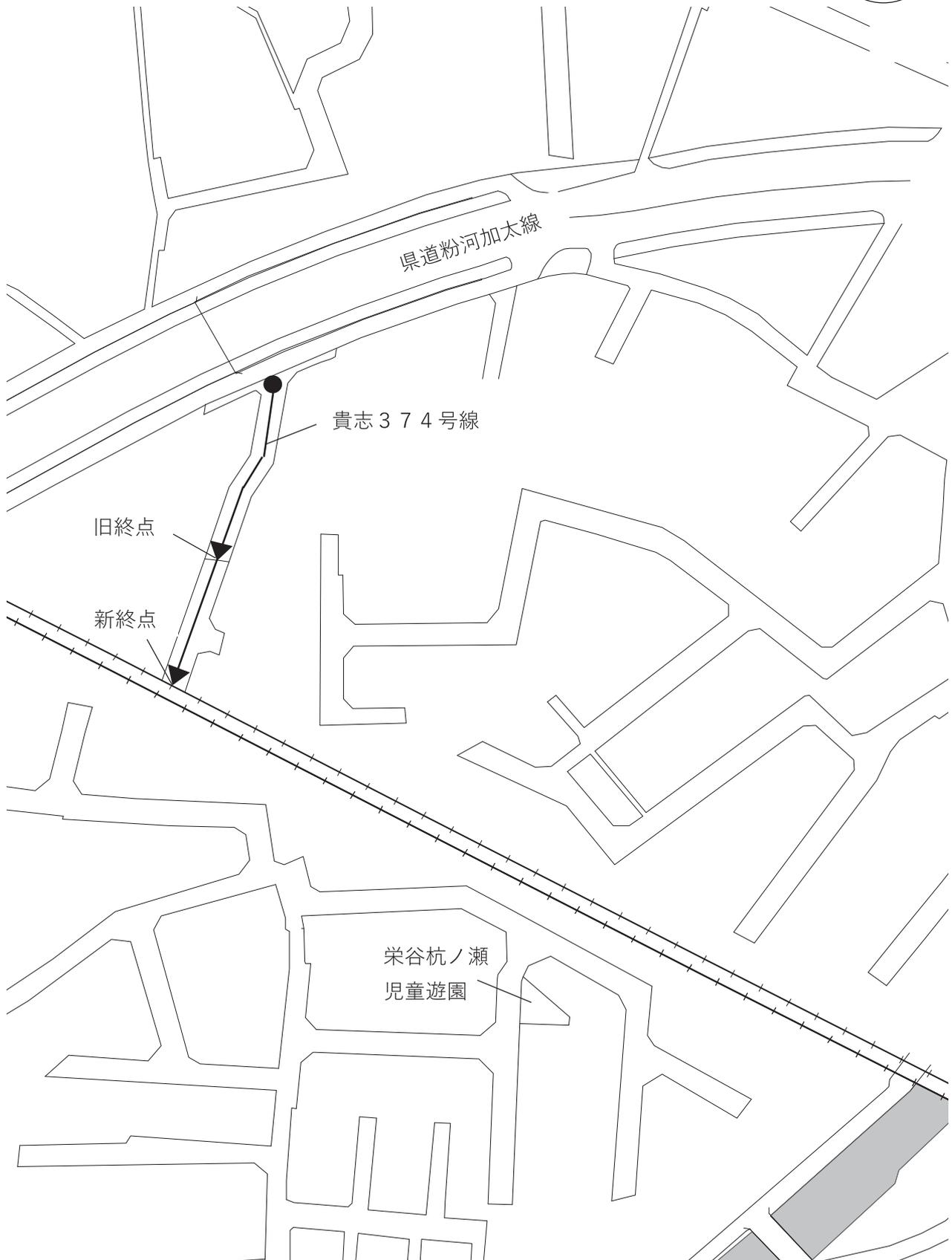
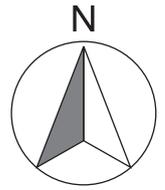
和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起終点	備考
19-94	旧	三田94号線	和歌山市和田 和歌山市和田	
	新	三田94号線	和歌山市和田 和歌山市和田	終点の変更
22-374	旧	貴志374号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
	新	貴志374号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	終点の変更

路線変更図



路線変更図



議案第 8 号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
福祉交流館	社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第9号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市ふれ愛センター	特定非営利活動法人和歌山YMC A	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第10号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市西庄ふれあいの郷	公益社団法人和歌山市シルバー人材センター	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第 1 1 号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市営片男波海水浴場駐 車場	片男波海水浴場管理運営委員会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第12号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山城天守閣	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	令和7年4月1日から 令和12年3月31日
和歌山城公園駐車場	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	令和7年4月1日から 令和12年3月31日

議案第13号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市営中央駐車場	大揚興業株式会社	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
和歌山市営北駐車場	大揚興業株式会社	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
和歌山市営城北公園地下駐車場	富士警備保障株式会社	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
和歌山市営けやき大通り地下駐車場及び和歌山市営けやき大通り地下自転車等駐車場	大揚興業株式会社	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第14号

和歌山地方税回収機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、和歌山地方税回収機構の共同処理する事務に、森林環境税に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務を加えることに伴う同機構の規約を次のとおり変更することについて同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山地方税回収機構規約の一部を改正する規約

和歌山地方税回収機構規約（平成18年3月9日和歌山県指令市町村第1137号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「地方税及び」を「地方税、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税並びに」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。